

令和4年度第1回広島市消費生活審議会の開催について（お知らせ）

1 広島市消費生活審議会の概要

広島市消費生活条例（平成18年広島市条例第75号）の規定により、消費生活に関する重要な事項等に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行います。

2 開催日時

令和4年7月8日（金）10時30分から（2時間程度）

3 開催場所

アクア広島センター街8階 アクアホール
（広島市中区基町6番27号アクア広島センター街8階）

4 会議の議題

（1）議事

第3次広島市消費生活基本計画骨子案について

（2）報告事項

ア 令和3年度消費者行政の実績報告について

イ 令和4年度消費者行政の事業説明について

ウ 「第2次広島市消費生活基本計画」に基づく令和3年度消費者施策（個別施策）実施状況について

エ 「第2次広島市消費生活基本計画」に基づく消費者施策達成目標の進捗状況について

5 一般傍聴について

会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

（1）傍聴者の定員

10名

（2）受付

10時から10時25分まで、会場で先着順に受付を行います。受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。

（3）傍聴者の遵守事項

会場で傍聴者の遵守事項を配布しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営に御協力ください。

6 お問い合わせ

広島市市民局消費生活センター

広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

電話（082）225-3329（直通）

FAX（082）221-6282

eメールアドレス shouhi@city.hiroshima.lg.jp